

令和4年度入学者の選抜を実施する全ての大学長へ

令和3年6月●日
大学入学者選抜協議会

総合型選抜及び学校推薦型選抜の試験期日等の遵守について（要請）

大学入学者選抜の実施に関する基本的事項については、毎年、高等学校・大学関係者等による協議を経て、文部科学省より大学入学者選抜実施要項として大学、高等学校等に通知されてきましたが、文部科学大臣の下に設置されている「大学入試のあり方に関する検討会議」において、常設の協議体の設置が重要であるとの議論が行われていることを踏まえ、高等学校・大学関係団体の代表者等を構成員とする常設の「大学入学者選抜協議会」が、本年5月14日付けで設置（文部科学事務次官決定）されました（別添参照）。

既に各大学には、本協議会において協議・合意した「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）が通知されていますが、全国高等学校長協会等から、総合型選抜及び学校推薦型選抜の試験期日等について、各大学は実施要項で決められている日程等を遵守するよう、文部科学省に要望されています。

それを受け、本協議会では対応方策について協議を進めているところですが、その中で、実施要項で決められている日程等が守られていない大学が散見されることに加え、出願の時期が実質的に前倒しされていたり、出願前に実質的な選抜が行われていたりするのではないかとといった指摘もありました。

協議会としては引き続き、本件について協議を行っていくこととしていますが、本協議会が合意した令和4年度大学入学者選抜の試験期日等は下記の通りであり、これは、高等学校教育の健全な発展を阻害することのないよう、高等学校・大学関係団体の代表者が合意した日程であります。各大学におかれては、受験生やその保護者をはじめ社会全体から疑念を抱かれるような日程等による入学者選抜は厳に慎むこととし、学長のリーダーシップのもと、適切な入学者選抜を実施するよう、お願い申し上げます。

記

- 総合型選抜 入学願書受付を令和3年9月1日以降とし、その判定結果を令和3年11月1日以降に発表
- 学校推薦型選抜 入学願書受付を令和3年11月1日以降とし、その判定結果を令和3年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い時期）に発表